

令和6年度 琉球大学教育の質保証に関する自己点検・評価書

令和7年6月 琉球大学

1. はじめに

大学は学校教育法 109 条第 1 項の規定に基づき、自己点検・評価を実施し、その結果を公表することが求められている。国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）においては、国立大学法人琉球大学自己点検・評価規則（以下「規則」という。）、琉球大学における教育の質保証に関する要項（以下「要項」という。）及び琉球大学における教育活動の自己点検・評価及び改善活動に関する申合せ（以下「教育活動の申合せ」という。）並びに施設・設備の区分に琉球大学における施設・設備の自己点検・評価及び改善活動に関する申合せ（以下「施設・設備の申合せ」という。）に基づき、教育研究活動等を点検して自らの課題及び改善されるべき点を明らかにし、改善・改革へ向けた不断の努力を払い、本法人における教育研究活動等の水準の向上及び活性化を図ることを目的として実施するものである。

2. 自己点検・評価の体制及び手順

教育の質保証に関する自己点検・評価の実施については、要項及び教育活動の申合せ並びに施設・設備の申合せに基づき、教育課程、施設・設備、学生支援及び学生受入に区分し、それぞれの点検・評価及び改善活動の責任者である理事（以下「担当責任者」という。）の下の担当委員会にて自己点検・評価を実施した。その結果については、自己点検・評価会議において全学的な観点から検証し、その結果を学長に報告した。また、令和 5 年度の自己点検・評価における改善事項については、引き続き改善活動を実施し、検証を行った。

3. 令和 6 年度の自己点検・評価結果について

≪総括≫

令和 6 年度の教育の質保証に関する自己点検・評価においては、要項及び教育活動の申合せ並びに施設・設備の申合せに基づき、担当責任者の下の担当委員会で実施し、令和 7 年 3 月 17 日開催の自己点検・評価会議にて検証を行った。

その結果、各区分の自己点検・評価は概ね適切に実施され、評価項目にも概ね適合していた。一方で、一部項目では改善が必要であることを確認した。特に、令和 5 年度の自己点検・評価における指摘事項である「標準修業年限内卒業（修了）率」及び「入学定員充足率」については、依然として改善が求められる。今後、本学では、令和 6 年度の自己点検・評価結果において引き続き改善・向上が必要と確認された事項について、担当責任者の下で継続的に自己点検・評価、改善活動を進め、教育活動の質のさらなる向上に向けて取り組んでいく。

《教育課程》

教育課程の質保証については、教育活動の申合せに基づき、学位授与方針・教育課程方針の2つのポリシーをはじめ、教育課程の編成、授業形態、学修指導法、履修指導、学習支援、成績評価、卒業（修了）判定及び学修成果の各項目について、令和6年5月1日時点の状況について、各学部・研究科の委員会等から報告された自己点検・評価の結果を踏まえて、教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、令和6年11月に自己点検・評価会議に報告された。その結果、各項目について概ね適合していることを確認するとともに、一部の項目については以下のとおり改善が求められる点も確認した。これらの指摘事項については、今後も継続して改善活動を実施し、改善・向上に取り組んでいく。

No.	分析項目	指摘事項	①担当委員会 ②対応部局	改善策
1	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・「出席点（○%）」や「平常点○点」など出席のみをもって一定の評価を与える記述や、「試験（又はレポート）及び「出席状況」を評価する」など出席点とも読める記述など、一部のシラバスにおいて評価基準と評価方法が曖昧なシラバスが見受けられる。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②全学部・研究科	・引き続き適切なシラバスの作成に努める。
2	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・教育学研究科規程等にCAP制度にかかる規定が見受けられない。根拠資料からは「3. 履修方法」の「(4)履修登録の上限は、年間50単位です。」とあるがこの資料がどの規程なのか分からない。 ・高度教職実践専攻の修了単位が48単位以上であるのに対し、年間の履修上限が50単位とされている。この上限は、学修すべき授業科目を精選し、十分な学修時間を確保して授業内容の深い理解を促すことを目的としたCAP制度としては多いのではないか。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②教育学研究科	・根拠資料として提出された資料が単に便覧であれば、CAP制度について研究科規程等で規定する必要がある。 ・修了単位を上回る上限設定が妥当かどうか、検討する。

No.	分析項目	指摘事項	①担当委員会 ②対応部局	改善策
3	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	「琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ」と、法務研究科が別に定める「成績評価不服申立手続についての申合せ」では、異議申立の前段階の疑義申出（判定意図の確認）に関する手続き方法が異なるため、整合性を図る必要がある。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②法務研究科	・全学の申合せと法務研究科が別に定める申合せの整合性を図る。
4	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・【国際地域創造学部】 平成30年度入学生の「標準修業年限×1.5」年内卒業率が基準値を下回っている。 ・【理学部、工学部、農学部、人文社会科学研究科博士後期課程、医学研究科博士課程、農学研究科修士課程、法務研究科】 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の5年平均が基準値を下回っている。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②国際地域創造学部、理学部、工学部、農学部、人文社会科学研究科、医学研究科、農学研究科、法務研究科	・引き続き「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が基準値を超えるよう取り組む。

《施設・設備》

施設・設備の質保証については、施設・設備の申告に基づき、教育施設の整備状況及び教育施設の安全性の状況等、ICT環境の整備状況及び利用状況等、図書館の整備状況及び利用状況等の各項目について、令和6年5月1日時点の状況について、部局から報告された自己点検・評価の結果を踏まえて、財務・施設管理に関する自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、令和6年11月に自己点検・評価会議に報告された。その結果、すべての項目について適合していることを確認した。今後も継続して自己点検・評価を実施し、施設・整備の改善・向上に取り組んでいく。

《学生支援》

学生支援の質保証については、教育活動の申告に基づき、学生支援に関する各項目について、令和6年5月1日時点の状況について、部局から報告された自己点検・評価の結果を踏まえて、教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、令和6年11月に自己点検・評価会議に報告された。その結果、すべての項目について適合していることを確認した。今後も継続して自己点検・評価を実施し、学生支援の改善・向上に取り組んでいく。

《学生受入》

学生受入の質保証については、教育活動の申告に基づき、学生受入に関する各項目について、令和6年5月1日時点の状況について、部局から報告された自己点検・評価の結果を踏まえて、教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、令和6年11月に自己点検・評価会議へ報告された。その結果、各項目について概ね適合していることを確認するとともに、一部の項目については以下のとおり改善が求められる点も確認した。これらの指摘事項については、今後も継続して改善活動を実施し、改善・向上に取り組んでいく。

No.	分析項目	指摘事項	①担当委員会 ②対応部局	改善策
1	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	・未提出（未実施）の学部・研究科については、AP に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証し、その結果に基づいて入学者選抜方法の改善に取り組む。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②入試課、人文社会学部、教育学部、理学部、医学部、工学部、人文社会科学研究科、地域共創研究科、教育学研究科、医学研究科、保健学研究科、理工学研究科、農学研究科、法務研究科	・実際に入学した学生が学生受入方針の求める学生像に一致しているかどうか検証を行う。
2	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・【人文社会科学研究科博士後期課程、医学研究科修士課程】 入学定員充足率の5年平均が基準値を下回っている。 ・【保健学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程】 入学定員充足率の5年平均が基準値を超えている。 ・【理工学研究科博士前期課程】 一部専攻において入学定員充足率の5年平均が基準値を超えている。また、令和4年度以降の入学定員充足率が基準値を下回っている専攻もあり、この状況を注視する必要がある。	①教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会 ②入試課、人文社会科学研究科、医学研究科、保健学研究科、理工学研究科	・引き続き入学定員充足率の適正化に向けた取組を実施する。